

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）		
地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	1,150,000	千円
（歳出）		
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	14,330,485	千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障４経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

（単位：千円）

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	181,937	31,033		15,079	25,981	109,844
	児童福祉事業	5,756,107	4,194,398		110,982	277,503	1,173,224
	母子福祉事業	551,813	214,547		104	64,496	272,666
	高齢者福祉事業	267,812	16,827		133,867	22,402	94,716
	障害者福祉事業	2,964,076	2,084,411		48,029	159,077	672,559
	生活保護事業	1,167,866	868,099			57,341	242,426
	小計	10,889,611	7,409,315		308,061	606,800	2,565,435
社会保険	国民健康保険事業	559,819	270,204			55,399	234,216
	高齢者医療事業	989,021	141,715		810	161,922	684,574
	介護保険事業	1,015,501	41,352			186,340	787,809
	年金事業	1,421	1,421				
	小計	2,565,762	454,692		810	403,661	1,706,599
保健衛生	医療対策事業	232,812	641		35,022	37,712	159,437
	予防対策事業	569,632	12,153		32,665	100,390	424,424
	保健指導事業	72,668	4,314		60,838	1,437	6,079
	小計	875,112	17,108		128,525	139,539	589,940
合計		14,330,485	7,881,115		437,396	1,150,000	4,861,974